

平成 27 年 8 月 24 日  
高松信用金庫

(独) 中小企業基盤整備機構連携成長支援融資「きずな」における  
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）加入者への  
融資利率優遇の開始について

平素より格別のご高配を賜り有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、平成 25 年 10 月 7 日より、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構 連携 成長支援融資『きずな』」の取扱を開始し、同機構の運営する小規模共済制度加入者等へ融資利率の優遇を行っておりますが、平成 27 年 8 月 24 日より、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）制度加入者につきましても、融資利率優遇を開始することと致しましたのでお知らせします。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）制度は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度であり、同機構が運営しております。

今後も地域のお客様のニーズにお応えし、地域経済活性化のための地域密着型金融に取り組んでまいります。

記

1. 対象商品

(独) 中小企業基盤整備機構連携 成長支援融資「きずな」

2. 商品内容の改正

融資利率優遇に下記対象者を追加致します。

【追加対象者】

同機構が運営する経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の既加入者もしくは新規に加入申込いただける方

【融資利率優遇幅】

年 0.20%

※現在、小規模企業共済制度加入者へ同率の優遇を致しておりますが、両制度に加入されている場合でも、優遇は年 0.20%となります。

3. 改正日

平成 27 年 8 月 24 日（月）

以 上